

連携協定に基づく今後の具体的な連携事項（例）

1 送出企業及び受入企業の開拓に関すること。

(1) 公募のほか、次に掲げる本市認定企業等に対し、受入企業の開拓を行う。

- ・ 京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定企業
- ・ オスカー認定企業
- ・ 知恵創出“目の輝き”認定企業
- ・ 「これからの1000年を紡ぐ企業認定」認定企業

(2) 受入企業に対し、企業概要のほか、ミッションや求める人材、業務内容、得られる能力等を取りまとめた「受入企業紹介シート」の作成等の個別支援を行う。

(3) 送出企業の人事担当者等を対象とした勉強会を開催し、事業説明のほか、出向経験者や受入企業の紹介等を実施することで、送出企業の開拓を行う。

2 送出企業及び受入企業間のマッチングに関すること。

(1) 送出企業の出向候補者に対し、キャリアの振り返りや自己分析、模擬面談等の個別支援を行う。

(2) 送出企業の出向候補者の希望を踏まえ、受入企業との面談を設定する。

(3) 受入企業に対し、出向枠組の理解や求人票作成、出向候補者の選定支援を行う。

(4) 送出企業と受入企業との出向契約の締結を支援する。

3 送出企業及び受入企業のフォローアップに関すること（案）

(1) 出向者に対し、出向先での勤務状況の確認及び支援を行う。

(2) 受入企業の経営者等に対し、出向者の勤務状況の確認及び支援を行う。

(3) 効果的なフォローアップと人的ネットワークの形成を図るため、出向者や受入企業の経営者等を一堂に集めた集合研修を開催する。